

議案第28号

湯河原町印鑑条例の一部改正について

湯河原町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書により、コンビニ交付サービス等で印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町印鑑条例の一部を改正する条例

湯河原町印鑑条例（昭和56年湯河原町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定（「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

湯河原町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(印鑑登録証明書の交付申請) 第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(町の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)その他の端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して町長に申請しなければならない。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請) 第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(町の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)その他の端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。) を使用して町長に申請しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定（「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。</p>	